

---

# 第1章. 計画の概要

---

## 第1節. 計画策定の背景

### 1. 計画策定の趣旨

荒川区（以下「区」という。）では、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動による廃棄物の大量発生等による環境問題への反省から、「最適生産・最適消費・最小廃棄」社会に向けて、区民、事業者及び区（以下「環境区民<sup>\*</sup>」という。）が一体となり、明確な目標と強い問題意識をもって、持続可能な質の高い循環型社会<sup>\*</sup>を構築していくため、様々な施策を実施してきました。

国においては、平成30（2018）年に策定された「第五次環境基本計画」の中で、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方も取り入れ、6つの重点戦略を設定し、様々な観点からイノベーションを創出し、経済的・社会的課題の解決を実現することで、将来に渡り「新たな成長」につなげていくことが提唱されています。それらを踏まえ、平成30（2018）年には「第四次循環型社会形成推進基本計画<sup>\*</sup>」が策定され、循環型社会<sup>\*</sup>形成に向けた7つの中長期的な方向性が示されました。

また、世界的な問題となっている海洋プラスチック汚染の対策については、令和元（2019）年に「プラスチック資源循環戦略<sup>\*</sup>」を策定し、令和4（2022）年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律<sup>\*</sup>」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み（3R<sup>\*</sup>+Renewable）を促進するための基本方針が示されています。

さらに、平成27（2015）年にはCOP21において、令和2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、我が国では令和2（2020）年に、内閣総理大臣が所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを表明する等、廃棄物分野では特にプラスチックや食品ロス<sup>\*</sup>削減対策強化による温室効果ガス削減が重要となり、ゼロエミッションに向けた動きが加速しています。

区では、平成29（2017）年に「荒川区一般廃棄物処理基本計画」の中間見直し（以下平成29（2017）年改定の計画を「前計画」という。）を行い、「環境区民<sup>\*</sup>による質の高い循環型社会<sup>\*</sup>の構築」を基本理念とし、4つの基本方針を定め、重点的な取り組みとして、食品ロス<sup>\*</sup>削減事業（荒川もったいない大作戦<sup>\*</sup>）の展開、平成28（2016）年にオープンした「あらかわりサイクルセンター」でのびん、缶、トレイ、ペットボトルの資源化の開始、小学生の社会科見学の受入れやリサイクル工房・教室の開催等、循環型社会<sup>\*</sup>の構築に向けた取り組みを推進してきました。また、令和2（2020）年から世界的に大流行している新型コロナウイルス感染症の拡大の状況下でも体制維持のため、様々な感染対策を講じ、清掃事業を継続させてきました。

本計画は、このような状況の下、前計画で設定した数値目標等の達成状況、社会・経済情勢とともに年々変化するごみや資源の現状を踏まえた排出量・処理量等の将来予測をし、より質の高い循環型社会<sup>\*</sup>の構築に向けて新たな一般廃棄物処理基本計画<sup>\*</sup>として策定するものです。

## コラム

### SDGsとは

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、よりよい世界をめざすための国際目標のことです。誰一人取り残さないことを誓い、貧困や格差をなくし、気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、令和12(2030)年を期限とする17のゴール(意欲目標)、169のターゲット(達成目標)と232のインディケーター(指標)の3層構造で構成されています。

先進国・途上国を問わず、すべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。荒川区においても、区民・事業者・行政を含め、SDGsの達成に向けて取り組むことが望まれます。

廃棄物分野はSDGsに大きく関わっていますが、特に深く関連する内容としては、以下の項目が挙げられます。

- 廃棄物エネルギーの利活用促進
- 廃棄物の適正処理と排出者の意識の向上
- 拡大生産者責任制度(EPR)\*の確立
- 食品ロス対策を含めた資源ロスの削減
- 廃棄物循環利用のさらなる促進
- 災害廃棄物対策

※45ページに今後の10年間で取り組む施策を掲載しています。



# コラム

## ゼロエミッション東京戦略\*

地球温暖化の影響により、様々な気候変動が引き起こされており、それは生態系に不可逆的な変化をもたらすだけでなく、暮らし、資源と食料の安全保障に影響を及ぼし、強制移動、社会における不平等の要因となり、私たちが直面する最も差し迫った課題となっています。

地球の平均気温の上昇により、世界では様々な変化が連鎖的に生じ始めており、大災害や食料不足等、生活への影響のほか、命に関わる被害が発生している地域もあり、気候変動は、世界中の人々に極めて深刻な影響を及ぼしています。

これは遠い世界のことではありません。日本の過去 100 年間の平均気温は 1.2℃上昇し、今世紀末には 20 世紀末と比較してさらに最大で 3.4℃～5.4℃上昇すると予測されています。今後さらに気候変動が進めば、様々な分野で影響が拡大することが懸念されています。

このような課題に対して、東京都では、令和元(2019)年 5 月、U20 東京メイヤーズ・サミットで、世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、令和32(2050)年に CO<sub>2</sub> 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。

そして、この宣言の実現に向けたビジョンと具体的な取り組み・ロードマップを盛り込んだ「ゼロエミッション東京戦略\*」を令和元(2019)年12月に発表しました。

同戦略は、「緩和策と適応策の総合的な展開」「都外の CO<sub>2</sub> 削減にも貢献」「省エネ・再エネの拡大策に加えあらゆる分野の取り組みの強化」というコンセプトがあり、「エネルギーセクター」「都市インフラセクター」等 6 分野・14 施策を体系化し、令和32(2050)年までのゴールとロードマップを示しています。

本計画にも関連のあるプラスチック対策と食品ロス対策に対してのアクション、マイルストーン、ゴールを設定しています。

### ①プラスチック対策

- アクション(令和12(2030)年目標+アクション)
  - ・水平リサイクル等先進的企業と連携したイノベーションの創出
  - ・ペットボトルのボトル to ボトル推進
  - ・区市町村支援・連携強化と3Rアドバイザーによる分別リサイクル促進
  - ・TOKYO海ごみゼロアクション
- マイルストーン(令和12(2030)年に向けた主要目標)
  - ・ワンウェイプラスチック累積 25%削減
  - ・家庭とオフィスからの廃プラスチック焼却量 40%削減  
(平成 29(2017)年度比)
- ゴール(令和32(2050)年の目指すべき姿)
  - ・CO<sub>2</sub> 実質ゼロのプラスチック利用が実現

### ②食品ロス対策

- アクション(令和12(2030)年目標+アクション)
  - ・食品サプライチェーンの連携による食品ロスの削減
  - ・AI・ICT 等を活用した先駆的取組の促進
  - ・売り切り情報を入手できるアプリ等を活用した消費行動の転換
- マイルストーン(令和12(2030)年に向けた主要目標)
  - ・食品ロス発生量 50%削減(平成12(2000)年度比)
- ゴール(令和32(2050)年の目指すべき姿)
  - ・食品ロス発生量実質ゼロ

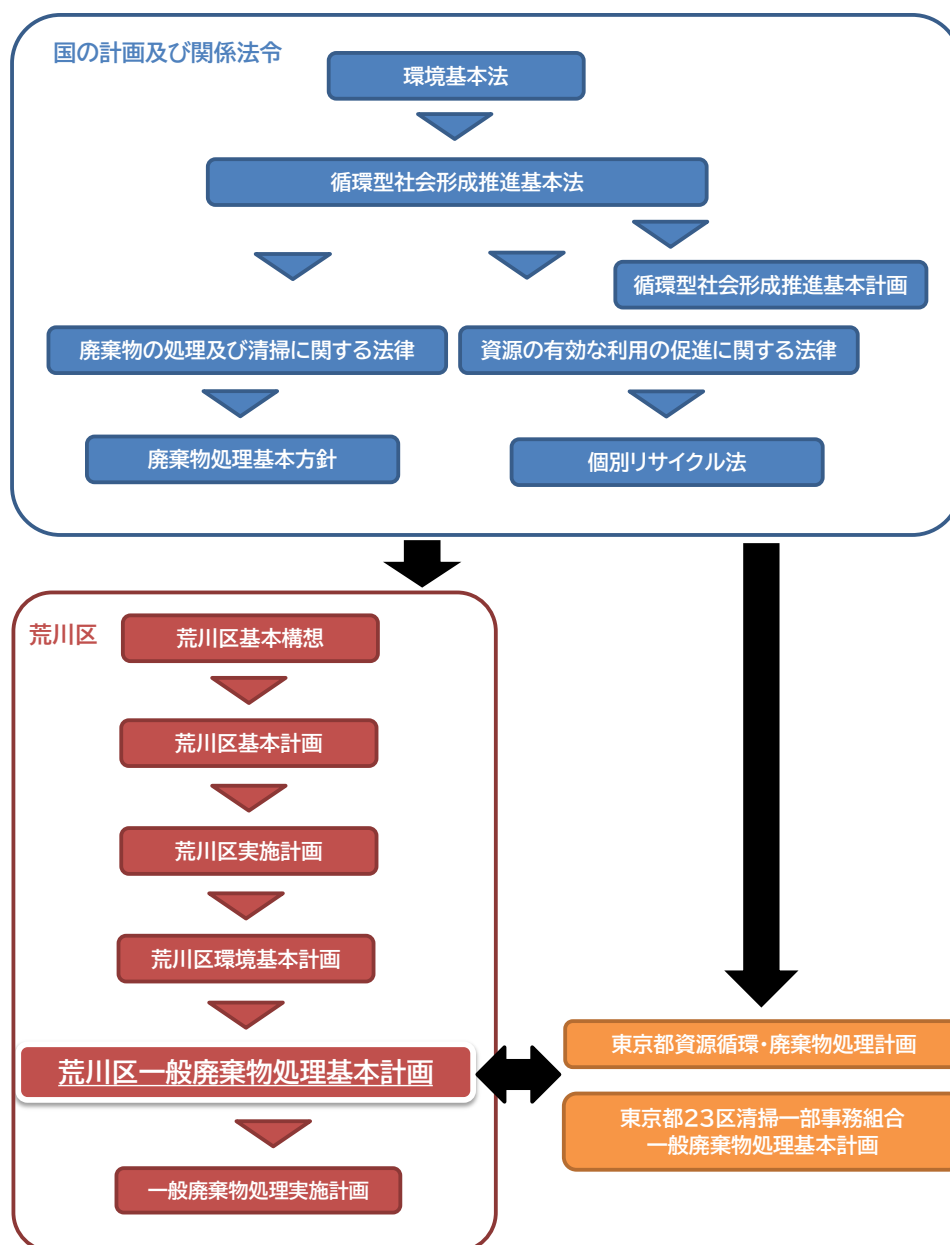
## 第2節. 計画の位置付け

### 1. 位置付け

「荒川区一般廃棄物処理基本計画」は、区の長期計画の一つで、荒川区の将来像を示した「荒川区基本構想」（平成 19（2007）年 3 月）、「荒川区基本計画」（平成 29（2017）年 3 月）「荒川区環境基本計画」（平成 30（2018）年 3 月）を上位計画とし、また、法令や国、東京都及び東京二十三区清掃一部事務組合\*の諸計画との関連性を図りながら、長期的視点に立った区における一般廃棄物\*処理の基本的事項を定めた計画です。

なお、本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、今後の清掃・リサイクル事業の方向性を定めるものであり、食品ロスの削減の推進に関する法律\*第 13 条第 1 項の規定に基づく「食品ロス削減推進計画\*」を包含し策定するものです。

図 1-1 計画の位置付け

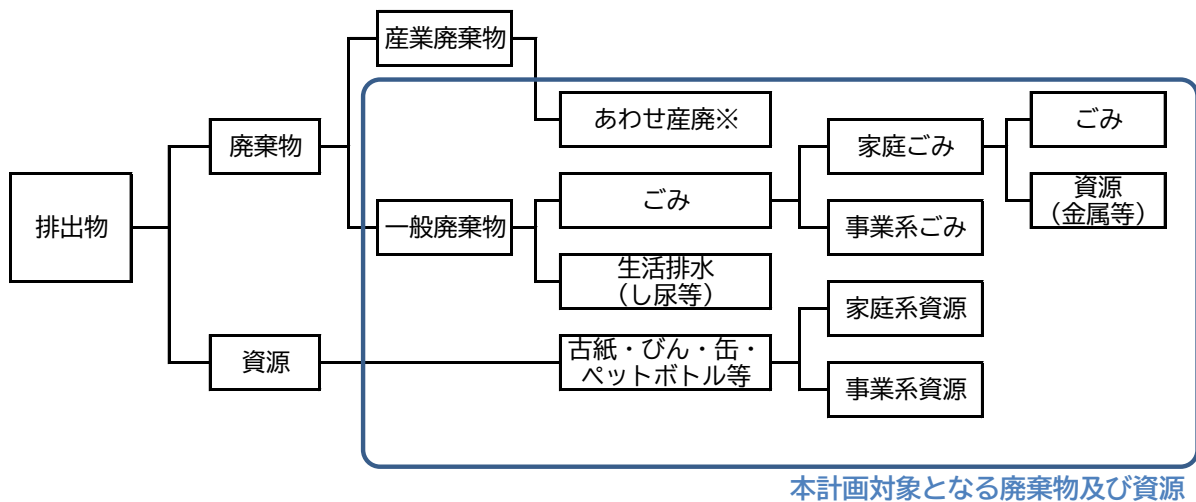


## 2. 計画の対象廃棄物の範囲

廃棄物処理法<sup>※</sup>では、一般廃棄物<sup>※</sup>と産業廃棄物が廃棄物として定められています。本計画では、全ての一般廃棄物<sup>※</sup>（ごみ・生活排水）、あわせ産廃<sup>※</sup>及び資源が対象となります。

一般廃棄物<sup>※</sup>のうち事業系ごみについては、廃棄物処理法<sup>※</sup>第3条により、排出事業者が自己処理を行うことが原則となります。

図 1-2 本計画対象となる廃棄物及び資源の対象範囲



## 第3節. 計画の期間

本計画は、令和5（2023）年度から、令和14（2032）年度までの10年間を計画期間とし、令和9（2027）年度の間年度に、法改正や社会情勢の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

図 1-3 計画の目標年度

